

## 令和3年度 第1回大和市社会福祉審議会 議事録

- 日時：令和3年11月5日（金）午後6時30分から午後8時30分
- 場所：大和市保健福祉センター 5階 501会議室
- 参加：

### 〔出席委員〕15名

小田委員、山本委員、石井委員、村上委員、篠原委員、高須委員、小野委員、北林委員  
桐原委員、和田委員、横田委員、熊井委員、平田委員、中川委員、二見委員

### 〔欠席委員〕なし

### 〔事務局・担当課〕

健康福祉総務課、おひとりさま政策課、健康づくり推進課、介護保険課、  
人生100年推進課、障がい福祉課、生活援護課  
こども総務課、ほいく課、すくすく子育て課、こども・青少年課

### 〔傍聴者〕

1名

### 【次第】

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 委員紹介
4. 職務代理の指名
5. 議題
  - (1) 第5期大和市地域福祉計画について
    - ①進行管理の方法について ≪資料1≫
    - ②地域福祉計画評価シートの見方について ≪資料2≫
    - ③令和2年度地域福祉計画評価シート（案）について ≪資料3≫
6. その他
7. 閉 会

\*\*\*\*\* 以下、要旨記録 \*\*\*\*\*

1. 開 会
2. 会長あいさつ

### 3. 委員紹介

委員名簿の順に事務局より委員紹介。(新任委員は6名)

### 4. 職務代理の指名

令和3年3月31日付で職務代理であった委員が退任。

大和市社会福祉審議会規則第4条第3号に基づき、会長より熊井委員を職務代理に指名。

### 5. 議題

#### (1) 第5期大和市地域福祉計画について

##### ① 進行管理の方法について

##### ② 地域福祉計画評価シートの見方について

事務局より資料1及び資料2に基づき内容を説明。

##### ③ 令和2年度地域福祉計画評価シート(案)について

#### ○個別目標1「支援が必要な人たちを把握し、適切な支援につなげます」について

委員：生活困窮者自立支援事業について、相談受付件数が700件と非常に多くの相談を受け付けているが、相談できることを知らない生活困窮者も多くいるのではないかと。周知について検討されているのであれば、その取り組みについても課題にされてはいかかがか。

担当課：生活困窮者自立支援事業については、市社会福祉協議会に業務を委託し、家計の問題や就労等生活困窮に関わる様々な相談を受け付けている。この他に住居確保給付金の支給も行っているが、コロナの影響により支給要件が緩和されたため対象となる方が非常に多くなった。要件緩和時には、制度周知のポスティングを行い、申請件数が大きく伸びた。その後の周知については市ホームページなど従来のものであり、発展的な取り組みは行っていない。

委員：支給要件の緩和について説明願いたい。

担当課：65歳未満で離職者としていた要件がコロナによる減収も対象となり、要件であった年齢については要件でなくなった。また、市社会福祉協議会への自立相談を行えばハローワークへの登録も不要となった。

委員：「地域の見守りと安心できるまちづくりに関する協定」の締結事業者について、成果指標の検証欄に「締結事業者の同業他社に声かけをしていく」とあるが、別の事業者、例えば新聞販売店等に声かけするのはいかかがか。

担当課：広く色々な業種に声かけし展開していきたいと思う。

事務局：補足説明だが、まちづくりに関する協定については、市レベルで取り組んでいるものと県レベルで取り組んでいるものがある。新聞やガスといった全県的な事業者については、神奈川県が協定を締結し、そこに市町村も加わるという形の協定があり、さらに、大和市が市内で主に事業を展開している事業者と独自に締結している協定もあることから、二層で全市をカバーしている状況である。

委員：乳児家庭全戸訪問事業について、コロナ禍において訪問を断るケースが多いと思う

が、その状況下で昨年度 9 割もの家庭を訪問することができたということは非常に頑張られたのではないかと思う。国の死亡事例の検証報告においては、生後 0 か月で亡くなる事例が非常に多く、そういった点でも当該事業は非常に意義のあるものと児童相談所においても認識している。1 点伺いたい、この 90.7%には電話相談も含まれているのか。

担当課：90.7%は、実際に家庭を訪問することができた割合である。昨年度の緊急事態宣言時には訪問を控えてほしいといった家庭が多く、その後少しずつ数字は回復してきたものの例年ほどの訪問率には至らなかった。今年度については、95%まで訪問することができるようになった。今後も確実に電話連絡と併せて全件をカバーできるように維持したい。

委員：同じく乳児家庭全戸訪問事業について、ネグレクトが疑われるような課題のある家庭については、養育支援事業に適切につながることができていると伺っている。この点は評価すべきであり、評価シートにも記載されてはいかがか。

担当課：次回は記載できるようにしたい。

委員：同じく乳児家庭全戸訪問事業について、コロナ禍において訪問を希望されない家庭には電話でアプローチをするなど、工夫しながら取り組まれていたようだが、所管課評価を△にされているのはどういった理由からか。○でもよいと考えるが。

担当課：全戸訪問事業であるため目標値を 100%としており、そこに到達できなかったため評価を△とした。

事務局：評価が妥当かも含めご意見いただきたい。

会長：個別目標 1 に関する審議会の意見は、「乳児家庭全戸訪問事業については、コロナ禍の中高い訪問率を維持されていることから、評価を○に改められたい。また、『地域の見守りと安心できるまちづくりに関する協定』の締結事業者数については増加にむけて努力されたい。」ということではいかがか。

一 同：異議なし。

## ○個別目標 2「相談体制を整え情報提供を充実します」について

委員：ひとり親家庭等からの相談について、相談の内容はどのようなものであったか。また、成果指標の検証欄に「資金の貸し付け相談が増加している」とあるが、貸し付けは本人の借金となるため自立にとって有効であるか疑問に残るところだが、貸し付けの種類としては何の種類が多かったか。

担当課：住宅や就職など生活一般に関する相談が多かった。貸し付けの相談については、コロナの影響により収入が減少した家庭からの相談が増加した。市社会福祉協議会が無利子で、さらに条件が合えば償還する必要がない緊急貸し付けを行っており、この貸し付けに関する相談も多かった。

委員：終活支援に関する相談件数について、電話での相談についても件数に含めてはいか

がか。

担当課：終活支援に関する相談件数に関しては、電話での相談も含んでいる。このほかに参考指標の検証欄にある「もしもし電話」については、コロナ禍で人と話す機会が減少する中、市民の方に終活に限らず自由に電話していただき、少しでも気を紛らわしていただきたいとの思いから取り組んだものである。

委員：屋内こども広場及び子育て支援施設での子育て相談について、電話だけでなくアプリを使用したテレビ電話の活用を考えてはいかがか。子育て世帯は比較的若い世代であるので、抵抗なくアプリ等利用することができるのではないか。視覚情報を相談者と共有することで、より相談数が増加するのではないか。

担当課：指定管理者にも話をし、具体的に実現できるかどうかも含め検討する。

委員：ひとり親家庭等からの相談について、日本における母子家庭の相対的貧困率は50%を超えている。対面のみならず電話による相談といった取り組みはできないか。

担当課：窓口相談が基本ではあるが、メールでの相談にも応じている。また、市社会福祉協議会やハローワーク等への同行支援も行っている。

委員：やまと24時間健康相談における入電件数のように、単に受けた件数で評価するのではなく、正確な返答ができているか等内容評価も今後取り入れていただきたい。

会長：成果を計る主な指標は計画期間中変更することができないので、次期計画策定時に参考としたい。

委員：コロナを契機としてアクセス方法が広がっている状況があり、上手くモバイルを使用し、同行しなくとも相談につながるようになってきた。よりアクセスを広げるような相談体制を整えていっていただきたい。

会長：個別目標2に関する審議会の意見は、「モバイル等を使用した相談支援体制を整えていただきたい。」ということはいかがか。

一同：異議なし。

### ○個別目標3「包括的な支援体制を整えます」について

委員：ケアマネジャーへの支援について、参考指標の検証欄に「高齢者虐待についての相談が多かった」とあるが、相談が増加した背景はどのようなことが考えられるか。

担当課：支援困難ケースは令和2年度が1,786件、令和元年度が1,117件と669件増加しており、この点の実績値増に大きく影響している。背景として、コロナの影響により家に閉じこもりがちになり、家庭内での問題が多く発生したことが考えられる。

委員：地域ケア会議の開催回数が47回とあるが、これは全て対面での会議か。ZOOM等での会議開催も含んでいるか。

担当課：全て対面での会議である。地域ケア会議の開催回数が減少している理由として、コロナの影響もあるが、地域包括支援センターの業務が多忙であり、開催に至らない

ことが大きい。しかし一方では会議の効率化を検討し、少ない会議回数でよりよいものにしていこうという考えもある。複数の課題が複雑に絡んでいるような案件については、1回の会議でまとめるのは難しい場合もあり、会議開催ももちろん重要であるが、今後は関係機関との連携がより大きな課題になってくると認識している。

委員：虐待防止の観点から、訪問件数の増加は緊急性・困難性の高いケースの増加と考えてよいか。

担当課：比例する部分は多数ある。コロナ以降、家に閉じこもりがちになり家庭内でトラブルが発生しても情報が外に出ることがなく、最悪な状況になってから初めて介入するという状況が増えている。

委員：ケアマネジャーからの相談件数が多いということは、相談しなければならないことが多くなっているという理解でよいか。そうであれば、ケアマネジャーからの相談に丁寧に対応しているといった表記がされなければ、相談の多いことが良いことのように捉えられるのではないか。

担当課：ケアマネジャーからの相談件数の中には、支援困難ケースだけでなくサロン案内や権利擁護の相談等の情報提供支援も含んでおり、その件数も増加している。地域包括支援センターから様々な相談をしていただけている部分を加味すると、相談件数が多いことは必ずしも悪い状況ではないと考えている。

委員：意見として、ケアマネジャーからの相談件数について、件数を増やすことを目標にすることが適切かどうか考慮されたほうがよいと考える。

委員：子どもやその家庭の相談において、外国籍の方からの相談が非常に多いと聞いている。多言語・多文化に対応した相談体制について職員に対する研修等も含め考えられてはいかがか。また、評価シートについてもそのような観点の文言がない。

担当課：外国籍の方からの相談は非常に多い状況である。評価シートの表記も含め、多言語・多文化に対応した取り組みを進めていきたい。

会長：個別目標3に関する審議会の意見は、「複合課題を抱えた世帯が顕在化している状況の中、多機関協働の会議体等の設置を検討されたい。また、外国籍の方々にも留意していただきたい。」でいかがか。

一同：異議なし。

#### ○個別目標4「権利擁護の仕組みづくりを推進します」について

委員：市民後見人養成研修について、他自治体においても、研修は受けるがバンク登録までには至らないといった状況に苦慮していると思うが、大和市における養成研修の受講者数はいかがか。

担当課：大和市では市民後見人の養成について、平成30年度より取り組みを進めている。基礎研修、実践研修を受講された方は5名、その後の実務研修を受講された方は3

名である。市民後見人の後見人業務の責任の重さを理解いただく中で 2 名の方が辞退されたものと考えている。なお、バンク登録されている 3 名のうち 1 名の方が令和 3 年度に市民後見人に選任され、後見実務に就かれている。また、今年度後期には第 2 期の基礎研修をオンラインで開始できるよう準備を進めている。

委員：1 名の方が市民後見人に選任されたことは、前例として情報を共有できる機会はあると思うがいかがか。

担当課：残り 2 名の方についても受任調整は終わっている。また、市民に市民後見人の活動を周知することについては、近々、市社会福祉協議会が発行する社協だよりの中で、市民後見人の実際の活動を紹介する特集を組んでいただいている。今後も市民後見人の活動を市民に周知できるよう努めていきたい。

委員：市民後見人には自分の意思で参画するのか。それとも関係団体から推薦されるものか。

担当課：基本的にはご本人の意思で受講される。

会長：認知症高齢者等が増加している中、市で社会福祉法人が法人後見に取り組むように働きかけをしていかないと後見人不足の問題が将来的に発生するだろう。このことから、個別目標 4 に関する審議会の意見は、「法人後見推進の取り組みを検討されたい。」ということではいかがか。

一同：異議なし。

### ○個別目標 5「福祉への理解と関心を高めます」について

委員：車いすバスケットボール体験講座について、種目をバスケットボールに限定している経緯はあるか。パラスポーツであればバスケットボール以外にもラグビー等もある。また、車いす体験講座を実施している学校も多くあり、講座を通じ子ども達が車いすを使う方に対する配慮や手助けを学んでいる。車いす全体で捉えて福祉教育を充実させていくほうがよりよいのではないかと考える。

担当課：バスケットボールに種目を限定している経緯について詳細は分からないが、実際に講座を実施しているのは教育部である。コロナの影響により令和 2 年度について実施はできなかったが、今年度については 10 月から 11 月にかけて小学校 5 校中学校 3 校での実施を予定している。種目を広げることについては、教育部で実施ができるか、またそのような機会を設けることができるか、この場でお答えすることは難しい。

委員：福祉、教育といった組織の壁を越えて取り組んでいただきたい。

委員：自殺対策講演会、車いすバスケットボール体験講座は、いずれも中止とした旨の記載のみである。中止であったとしても工夫された点があれば何か一言記載すべきではないか。

担当課：自殺対策講演会、車いすバスケットボール体験講座ともに令和 2 年度についてはコ

ロナの影響により中止としている。自殺対策に関しては、今年度、こころサポーター養成を目的に自殺を考える人の心理等の理解を深める動画を作成しネット上で公開している。令和2年度についてはそういった取り組みをしていないので、付記することはできない状況である。

委員：令和3年度に新たな取り組みをされているのであれば、令和2年度においても検討はされていたと推察するので、参考指標の検証欄に来年度に向けて新たな取り組みを検討している旨の記載を加えてはいかがか。

担当課：委員よりご指摘いただいた点を踏まえた考え方の表記に改めたい。

会長：自殺対策に関しては、自殺者の層を分析し、ターゲットを絞った講演や研修等と相談機能を合わせたような取り組みの検討が必要と考える。そこで、個別目標5に関する審議会の意見は、「生徒の福祉への理解と関心を高めるため、今後、多様なプログラムを検討されたい。自殺対策においては、ターゲットを絞った講演と相談機能を併設したプログラムを検討されたい。」でいかがか。

一同：異議なし。

#### ○個別目標6「福祉活動の担い手を育成し活動を支援します」について

委員：認知症サポーター養成講座受講者数とファミリーサポートセンター事業について、前年度と比較し実績が増加しているが、評価を△としているのはどういった理由からか。

事務局：目標値については計画策定時に設定したものであり、コロナの影響を加味したものにはなっていない。事業所管課は目標値に届かなかつたため、評価を△としているが、審議会として△が妥当でないというご意見であれば、評価を見直したい。

委員：受講できる人数を減らしてでも開催をした旨の記載をされたらいかがか。コロナ禍の中でも工夫しながら事業を実施されていることは評価すべきと考える。

会長：個別目標6に関する審議会の意見は、「コロナ禍の中工夫をして事業に取り組んでいることから、評価を△から○に改められたい。各種サポーター養成講座の受講者のフォローアップに取り組んでいただきたい。」でいかがか。

一同：異議なし。

#### ○個別目標7「気軽に集える居場所や社会参加の場をつくります」について

委員：こども食堂支援事業について、参考指標の検証欄に「市民から食材等の寄付を呼びかけました」とあるが、食品ロスが問題となっている状況もあることから、市民が直接こども食堂に食材を持参する手法以外に何か手立てはないか。

担当課：昨年度、広報やまを通じ、市で支援しているこども食堂を運営している団体について情報の周知を行った。これは、市民の中にはこども食堂の活動の意義に賛同し、寄付を申し出ただけの方もいらっしゃるので、そのような善意と事業者をつ

なく手法として取り入れたものである。

委員：こども食堂について、コロナの影響を受け活動は停滞したか。

担当課：こども食堂については、子どもの居場所づくりを主な柱として事業に取り組んでいるため、コロナ禍での三密対策等を考え開催を見合わせる事業者もあり、前年度と比較すると実施回数は大幅に減少している。その中でも、それぞれの団体と相談し、子どもの入退室について時間を区切るなど工夫しながら可能な限り実施していただいた。

委員：個別目標7は気軽に集える居場所づくりを目標としているが、現実世界だけでなくネット上や仮想空間など何らかのかたちで社会とつながることができる手法についても考慮に入れていただきたい。

委員：ひまわりサロン利用者数について、実質開催されていたのは5か月間であったにもかかわらず3,290人もの方が集まられたということは、求めている人がいてそれに応えることができた結果と考えることができる。したがって、評価を△とされているが○でもよいと考える。

担当課：サロンを開催することができない期間においては、ケアワーカーが、延べ2,000回以上の電話連絡や自宅で行える介護予防等の体操のテキストを送付しアドバイスを行うなど活動を行った。しかし、サロンの本来の目的は外出機会の創設や他者との交流であり、それらが例年と比較し大幅に減少したため評価を△とした。また、他の事業である一人で歩くだけでも参加することができる「ウォーキンピック」と連携した取り組み等ができたのではないかとという反省の意味も評価に込めた。

委員：次へのステップを考えているのであれば、その点をさらに表記し、評価を△から○に見直されてはいかがか。

委員：育児相談について、参考指標の検証欄に「保育士が近隣の公園に出向き地域の声を拾いに行った」と記載されているが、これはまさにアウトリーチの取り組みであり、評価することができる。また、こども食堂について、子どもの居場所づくりを柱としているとのことだったが、一方で食の保証の側面もあると考える。コロナ禍の中、お弁当の配食に切り替えたこども食堂はあったか。

担当課：そのような取り組みを行った事業者があったと聞いている。市としては、こども食堂はあくまで子どもの居場所づくりや子育て中の親への支援としての取り組みであり、お弁当配食は補助の対象としていない。

会長：個別目標7に関する審議会の意見は、「ひまわりサロン及び育児相談についてはコロナ禍の中、工夫をして事業に取り組んでいることから、△から○に評価を改められたい。」でいかがか。

一同：異議なし。

## 個別目標8「地域福祉活動団体との連携をすすめます」について



- 委員：民生委員児童委員について、担い手がなかなか見つからないと聞いている。何か担い手確保のための工夫をされていれば教えていただきたい。
- 担当課：民生委員児童委員については、その役割の重さやある程度の年齢まで多くの方が就労されるようになった社会状況の変化から担い手が不足していると認識している。大和市では、民生委員の年齢について、30歳以上75歳未満を要件としているが、その他の規定で、健康であって地域のことを熟知されている方にあっては75歳以上であっても地域の実情に応じて民生委員を担っていただける運用としている。年齢要件75歳未満の規定があることによって、75歳以上の方が民生委員を続けることのハードルになっているとも考えている。来年は民生委員児童委員の改選期であり、神奈川県では年齢要件を撤廃していることも踏まえ、大和市においても75歳のあり方や定め方について、市民児協会長等と現在話し合いをはじめたところである。
- 委員：避難行動要支援者支援制度について、支援者が少ないことが大きな課題であると聞いている。支援体制がある程度整ってきているような自治会があれば教えていただきたい。
- 担当課：避難行動要支援者支援制度については、自治会、民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会の3つの母体に取り組んでいただけるかどうかの説明を行っている。現在150自治会中対象者のいる149自治会で要支援者名簿の共有が図られている。令和2年度の状況では、取り組みの推進メンバーを決めている自治会が約60%、個別支援プランの策定に着手している自治会が約34%、支援者選びを終えている自治会が約30%、平常時からの見守りや声掛け、避難訓練等を行っている自治会が約36%である。これらの割合は決して高いとは捉えず、この割合を更に上げていく取り組みをしていきたい。
- 委員：民生委員の充足率を上げるためには、候補者を出している母体を考える必要がある。自治会だけに頼っていると人材は限られる。そのほかに民生委員の負担軽減策を講じる必要もある。
- 委員：次回改選に向けて、市が積極的に取り組んでいただけていることは市民児協会長として非常に心強い。民生委員のなり手不足については、働く人が多く自営業者が少なくなったといった社会情勢も影響していると思う。
- 委員：民生委員は児童委員についても兼務していることから、PTAから候補者を出す市もあるようだ。
- 委員：最近、地域の課題の中でヤングケアラーの問題を聞くことが多くなった。子どもへの支援の観点からもご意見として参考にさせていただきたい。
- 委員：負担する部分をシェアするなど仕組みや業務の内容を世代等考慮しながら検討しなければ、なり手不足は解消できないだろう。
- 会長：個別目標8に関する審議会の意見は、「民生委員児童委員のなり手不足を解消する

ために、候補者の選出母体の裾野を広げることや民生委員児童委員の負担軽減を検討されたい。」ということではいかがか。

一 同：異議なし。

## **6. その他**

事務局より次回審議会の予定を説明。

## **7. 閉 会**